

「教育改革等の動向と今後の学校事務の在り方について」

平成17年2月2日

仙台教育事務所 次長 伊藤 昌光

1 はじめに

2 教育改革等の動向

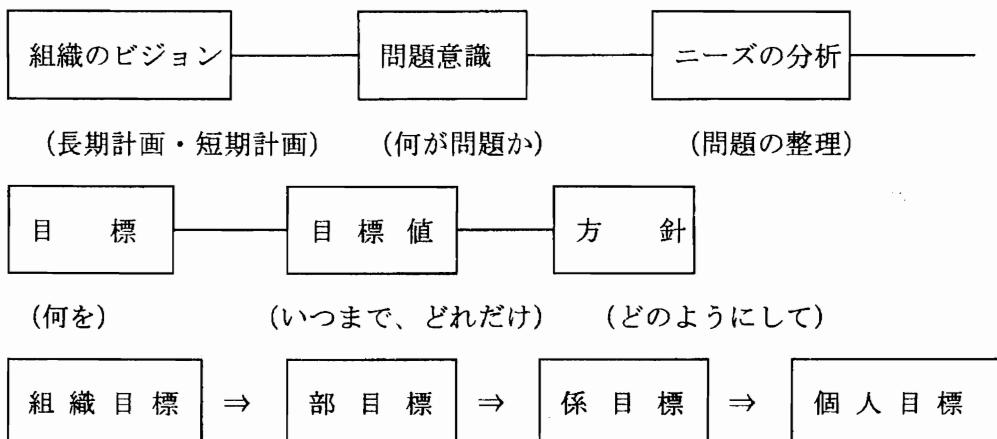
- (1) 平成10年9月、第16期中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」
「学校の自主性・自律性の確立」が最大のテーマ → 説明責任と学校評価
① 人事・予算等に関する学校裁量権限の拡大
② 校長・教頭の適材の確保と教職員の資質向上
③ 学校事務・業務の効率化 → 学校事務の共同実施
④ 地域住民の学校運営への参画 → 学校評議員制度の導入
* 仙台管内設置状況 小学校 61校 (87%) 中学校 35校 (83%)
- (2) 平成13年3月 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」改正 → 国の定める学級編制の標準を下回る学級編制、教科等の特性に応じた多様な学習集団の編制
- (3) 平成13年4月 第7次定数改善計画実施
- (4) 平成14年4月 新学習指導要領実施 (完全週5日制)
小学校設置基準・中学校設置基準 → 自己評価等
- (5) 平成15年12月 総合規制改革会議答申 → 株式会社、NPO等による学校経営の解禁
- (6) 平成16年6月 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正
→ 「学校運営協議会」(コミュニティ・スクール)の設置 資料 1
- (7) 平成16年8月10日 「義務教育の改革案」文部科学大臣
資料 2
- (8) 義務教育改革の内容とスケジュール
H16 小学校教育課程研究協議会関係資料 (H16.11.25 文部科学省)
資料 3
- (9) 義務教育費国庫負担制度の廃止を含めた見直し 資料 4
- (10) 学校職員の評価制度の導入
- (11) 市町村合併等による地方分権のさらなる促進
- (12) 公務員制度の改革
- (13) その他
「行政における総務部門の民間委託」「電子決裁等の進展」「(国立大学等の)独立行政法人化」
- 3 「学校経営」と「学校事務」
- (1) 学校経営とは

学校の目的である教育事業を達成するため、学校教育の具現化のために必要な諸条件を整備し、経営サイクルを踏まえて実施・運営すること。

* 諸条件：人、物、財政、情報

経営サイクル：P（計画・目標の設定）→ D（実施）→ C（評価・点検）

① P l a n (目標の設定)



② D o (実施)

- ・ 自由裁量と自己規制
- ・ 創意工夫
- ・ 目標遂行過程のチェック
- ・ 報告、連絡調整、相談

③ C h e c k (フォローアップ)

目標をたて、これを実施していく過程で、チェックポイントごとに達成度を確認し、その成果を、次の行動に結びつけていくこと。

- ・ 実績及び達成度
- ・ 方法の見直し
- ・ 努力した点
- ・ 達成できない理由
- ・ その解決策

★ ちょっと一服（「サラ川」傑作選から）

- | | |
|--------------------------|---------|
| ◎ 「課長いる？」返ったこたえは「いりません！」 | ごもっとも |
| ◎ メール打つ早さで仕事がなぜ出来ぬ | 年末調整 |
| ◎ 報連相聞くだけ聞いてフォロー無し | 使いっ走り |
| ◎ やる気出せ成果を挙げろ金出せぬ | 詠み人知らず |
| ◎ フォーマットどこに敷くのと聞く親父 | P C 音痴 |
| ◎ 新市町多重債務で合併症 | 円欠殺法貧乏県 |
| ◎ 不景気でゆとり教育ゆとりなし | 生活改善 |
| ◎ 上司殿同じメガネで見てほしい | 人間不審 |
| ◎ 人が減り給料減って仕事増え | あんどうなつ |
| ◎ 成果主義成果挙げない人が説き | 詠み人甚吉 |

(2) 学校事務とは

① 学校事務の定義

- ・ 広義に解釈すれば「学校に存在するすべての事務」を意味する。狭義には、経験的に事務職員が遂行している事務を学校事務といっている場合がある。
- ・ 学校事務とは、学校の設置目標であるところの教育をよりよく促進するための補助手段の総体のことであり、学校業務を直接活動（教育活動）と間接業務に分けた場合、後者にあたるものである。

② 学校事務職員の位置付け

法的な考え方

学校教育法第28条第8項・・・「事務職員は事務に従事する。」

学校教育法施行規則第22条の4

- ア 小学校には事務主任を置くことができる。
- イ 事務主任は事務職員をもってこれにあたる。
- ウ 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

県勤務評定の観察内容から

「会計・経理、文書、調査、施設・設備」

県職員評価表から

「事務処理、会計・経理、施設・設備の管理」

(3) 学校経営と学校事務職員

学校は第一に児童・生徒の教育を行う場であり、教育活動に関する領域が学校経営の中心である。しかし、教育活動の円滑な実施のための予算の確保・適正な執行、児童・生徒が安全で、よりよい教育が受けられる能够性があるための施設・設備の整備・管理、教材の整備、並びに情報の管理・提供を担う「学校事務」の領域が、教育目標達成するための大きな要因であることは間違いない。

そのような中で、学校の中で唯一の行政職員である事務職員の役割は大きいものと思われる。学校経営の重要なスタッフ（基幹職員）として、校長を補佐し、教育目標達成のために学校事務部門を活性化させることが重要である。

(4) 事務職員の学校経営参画の手立て

① P l a n の段階の参画

ア 教育計画の中に事務部の計画も入れる。

「事務部経営（運営）計画、学校予算執行計画、教材備品等購入計画、施設・設備整備（營繕）計画等の作成・提示。

イ 職員会議及び企画（運営）委員会への参加。

教育課程の実施、学校行事等に対し、企画の段階で予算面の裏付けや法的根拠等の面で参画する。

② D o の段階での参画

予算の管理・執行、施設・設備の管理、文書・情報の適正な提供、会計・経理等に関する教員等への指導。

③ C h e c k の段階での参画

部の目標及び自己目標に対し、適正な評価（自己評価等）を行い、事務改善及び効率化に役立てるとともに、教育課程を実施する上での諸条件の整備の観点から見直す。

(5) 学校事務等の課題

- ① 学校経営の中での学校事務の重要性が認識不足。
- ② 事務職員はほとんどの学校で単数配置であり、組織として機能していない。
- ③ 事務職員の職務が明確でない。
- ④ 教育改革等に対し、学校としてどのように向き合い、対応すべきか、学校経営及び学校事務の在り方を考察していく必要がある。
- ⑤ 事務職員の資質の向上及びモラルの高揚。

4 「市町村立小・中学校事務職員の標準的職務」についての明確化。

(1) 静岡県での取組

(2) 仙台市での取組

(3) 宮城県での取組

5 学校事務の共同実施

6 各学校における学校事務部門の組織化

- (1) 学校経営計画の中に「学校事務経営（運営）計画」を取り入れる。
- (2) 「校内予算委員会設置規程」や「校内会計取扱規程」及び「校内監査規程」等の校内諸規程の整備。
 - ・ 所属職員の共通理解を図る。
 - ・ 校内でのチェック体制つくり。

7 市町村単位又は中学校学区単位等による学校事務の組織化

- (1) 単数配置による事務職員個人の力量や経験年数による格差の是正。
- (2) 新採者（初めて義務制に配置された者を含む。）並びに臨時職員等が配置された学校への支援。
- (3) 事務処理の相互審査・チェック体制の確立。
- (4) 法令等改正通知の共通理解及び確認。
- (5) 事務効率化等を図るための工夫・改善。
- (6) 大規模校、小規模校間の業務の平準化ができるか。
- (7) 「事務だより」等の共同発行。
- (8) 教材備品等の共有化。
- (9) 情報交換・・・他校で取り組んだ成果を学ぶ。真似る。

8 おわりに

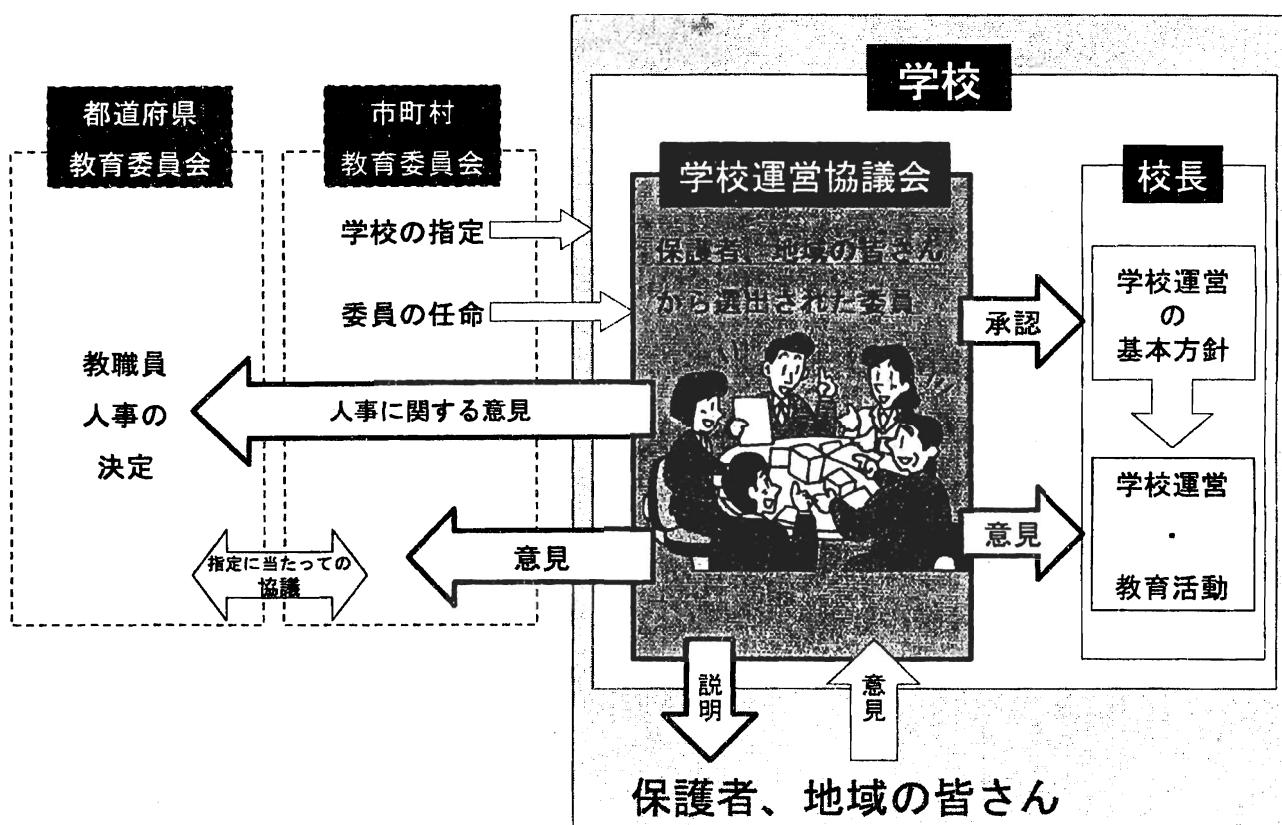
コミュニティ・スクール

公立学校教育に対する国民の多様な要請に応え、信頼される学校づくりを進めるためには、保護者や地域の皆さんのニーズが学校運営により一層的確に反映されることが重要です。

このため、平成 16 年 6 月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会の判断により、保護者や地域の皆さんが、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限を持って学校運営に参画することが可能となりました。この制度は地域住民、保護者等が、教育委員会、校長と責任を分かち合いながら、学校運営に携わっていくことで、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現することを目指すものです。

各教育委員会においては、地域や学校の実態や要望も十分に踏まえ、学校運営協議会の積極的導入を検討するとともに、学校運営協議会制度の趣旨、内容等について、保護者や地域の皆さんに対して、十分に広報、周知くださるようお願いします。

コミュニティ・スクールのイメージ



「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

(第47条の5) 条文

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第四十七条の五

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校的校長は、当該指定学校的運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校的学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校的運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校的職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校的職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校的運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。
- 9 市町村委員会は、その所管に属する学校（その職員のうちに県費負担教職員である者を含むものに限る。）について第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県委員会に協議しなければならない。

附則 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

第1項（学校運営協議会の設置）

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

今回の学校運営協議会は、地域に信頼される学校づくりを実現するため、公立学校運営の在り方の選択肢を拡大するものであり、学校運営協議会を設置する学校の指定については、学校の管理運営の最終的な責任を有する教育委員会の責任において判断されるものです。その際、各教育委員会は、地域の特色や学校の実態を踏まえつつ、地域の住民や保護者の要望を的確に反映して指定を行う必要があります。

なお、学校運営協議会を設置する対象となるのは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園です。

第2項（学校運営協議会の委員）

学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

- (1) 学校運営協議会は、学校運営及び任命権者の任命権の行使の手続に関する一定の権限が付与される機関であることから、その委員については、設置者である教育委員会の責任において人選が行われ、任命されることになります。

その際、幅広く適任者を募る観点から、例えば、公募制の活用等選考方法を工夫するとともに、地域の住民や保護者等へ広報、周知に努める必要があります。

なお、地域の住民、保護者以外の委員については、学校運営協議会が設置される学校の校長、教職員、学識経験者、関係機関の職員等が想定されます。

- (2) 委員については、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、適切な人材を幅広く求めて任命するとともに、学校運営協議会において合議体として適切な意思形成が行われるよう、研修等を通じ、委員が学校運営協議会の役割や責任について正しい理解を得るよう努める必要があります。

- (3) 学校運営協議会の委員は、特別職の地方公務員の身分を有することになります。なお、委員については、児童・生徒や職員等に関する個人的な情報を職務上知り得る可能性があることから、教育委員会規則において守秘義務を定めるなどの適切な対応が必要です。

第3項（学校運営に関する基本的な方針の承認）

指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

- (1) 学校運営協議会が行う承認は、学校運営協議会を通じ、地域の住民や保護者等が、校長と共に学校運営に責任を負うとともに、校長が作成する学校運営の基本的な方針に地域の住民や保護者等の意向を反映させる観点から行われるものです。
- (2) 校長は、承認された学校運営に関する基本的な方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うことになります。
- (3) 教育課程の編成以外の学校運営に関する基本的な方針の対象となる事項としては、一般的には、施設管理、組織編成、施設・設備等の整備、予算執行等に関する事項が考えられますが、具体的には、地域や学校の実態等に応じて教育委員会規則において定めます。

第4項（運営に関する意見の申し出）

学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

学校運営協議会は、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認に止まらず、当該学校の運営全般について、広く地域の住民や保護者等の意見を反映させる観点から、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができる旨を明確にしたものです。

第5項（教職員の任用に関する意見）

学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第55条第1項、第58条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第9項において同じ。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

- (1) 地域に開かれ、信頼される学校づくりの観点から、地域の住民や保護者等の学校運営に関する要望がより一層反映されるよう、当該学校の教職員人事について、地域の住民や保護者等が学校運営協議会を通じて直接任命権者に意見を述べられることとしたものです。
- (2) 本項の対象となる「職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、学校栄養職員及び事務職員その他当該学校の職員がすべて含まれます。
- (3) 本項に基づく学校運営協議会の意見は、当該学校の運営の基本的な方針を踏まえて実現しようとする教育目標、内容等に適った教職員の配置を求める観点からなされるものであり、一般的、抽象的な意見及び特定の職員についての具体的な意見のいずれについても述べることができます。また、「採用その他の任用」とは、採用、転任、昇任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分などについては本項に基づく意見の対象とはなりません。
- (4) 校長、教育委員会においては、学校運営協議会が本項に基づく意見を述べようとするに当たって、適切な意思形成を行えるよう十分な情報提供に努める必要があります。
- (5) 学校運営協議会を設置する学校に関しても、現行の市町村教育委員会の内申権、校長の意見具申権には変更は生じません。したがって、学校運営協議会の意見の有無や内容にかかわらず、校長は意見具申を行うことが可能であるとともに、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって任命を行う必要があります。その際、市町村教育委員会は、内申の内容について、学校運営協議会の意見の内容との調整に留意する必要があります。
- (6) 県費負担教職員に関する学校運営協議会の意見については、設置者としてその内容を了知しておく必要があることから、手続上、市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会に提出されるものであり、市町村教育委員会においてその内容が変更されるものではありません。

第6項（教職員の任用に関する意見）

指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

- (1) 学校運営協議会の意見は、任命権者の任命権の行使を拘束するものではなく、任命権者は、最終的には自らの権限と責任において任命権を行使するものですが、任命権者においては、学校運営協議会の意見を尊重し、合理的な理由がない限り、その内容を実現するよう努める必要があります。
- (2) なお、第5項に基づく学校運営協議会の意見と異なる内容の任命権の行使を行う場合には、その理由を明らかにするなど説明責任を果たす必要があります。

第7項（指定の取り消し）

教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

- (1) 学校運営協議会の活動により当該学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、教育委員会は、指定を取り消し、教育活動の円滑な実施が損なわれないようにしなければなりません。
なお、指定の取消しを行う必要がある場合として、学校運営協議会として意思形成が行えない場合等が想定されますが、取消し事由については、あらかじめできる限り具体的に定めておくことが望ましいと考えられます。
- (2) 教育委員会は、学校運営協議会の運営の状況について的確な把握に努めるとともに、必要に応じて学校運営協議会及び校長に対して指導、助言を行うなど、学校運営協議会の円滑な運営の確保に努める必要があります。

第8項（諸手続に関する教育委員会規則の定め）

指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関する事項については、教育委員会規則で定める。

学校運営協議会の運営に関する事項については、地域の実態や学校の実情なども踏まえ、各教育委員会の判断で柔軟な運用が可能となるよう、教育委員会規則において定めることとしているものです。

各教育委員会は、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、責任をもって定めるとともに、その内容について広報、周知に努める必要があります。

(1) 「指定及び指定の取消しの手續並びに指定の期間」

指定及びその指定の取消しの手續については、地域の住民や保護者の意向等を適切に反映したものとするとともに、その基準等についてあらかじめ定めておくことが望ましいと考えられます。具体的には、学校の指定の際、あらかじめ当該地域の住民や保護者から意向を聴取することなどが考えられます。

また、指定の期間ごとに学校運営協議会の活動状況や当該学校の運営状況等を確認、評価し、当該学校の運営の改善を進める必要があります。

(2) 「学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期」

学校運営協議会の委員については、委員の構成、人数、選考方法等も含め、任免に当たっての必要な規定を整備する必要があります。また、任期ごとにその活動状況を把握し、適任者の任命に努めることが必要です。

(3) 「学校運営協議会の議事の手續」

学校運営協議会は、合議制の機関として意思決定を行うものであり、開催の手續、議長の選出、議決方法などについてあらかじめ規定することが必要です。

(4) 「その他必要な事項について」

その他教育委員会規則で定めることが必要な事項としては、守秘義務等委員の服務に関する事項、学校運営協議会の運営の評価に関する事項などが考えられます。

第9項（都道府県教育委員会との事前協議）

市町村委員会は、その所管に属する学校（その職員のうちに県費負担教職員である者を含むものに限る。）について第1項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県委員会に協議しなければならない。

本項の協議は、県費負担教職員の任用について学校運営協議会から意見が述べられた場合、任命権者である都道府県教育委員会は、当該意見を尊重して職員の任用を行うこととなるため行われるものです。

市町村教育委員会は、指定を行うに当たって都道府県教育委員会と十分な調整に努める必要がありますが、都道府県教育委員会の同意までを要するものではありません。

義務教育の改革案

平成16年8月10日
文部科学大臣 河村建夫

1. 義務教育制度の弾力化

《義務教育の到達目標の明確化と制度の弾力化》

- 義務教育の役割を再確認し、その到達目標を明確に設定。
- 小・中学校の区切り方や小中一貫の導入など、義務教育の制度を弾力化し、地方が多様な教育を主体的に実施。

2. 教員養成の大幅改革

《教員の資質の飛躍的な向上のため、教員養成・免許制度の大幅改革》

- 教員養成のための専門職大学院などの設置。
- 教員免許更新制の導入。

3. 学校・教育委員会の改革

《地方が自ら考え創意工夫できるよう、地方・学校の権限強化》

- 保護者・住民が学校運営に参画する「学校評議員」「学校運営協議会」の全国化。
- 学校評価システムの確立と教員評価の徹底。
- 教員人事、学級編制についての地方・校長の権限強化。
- 教育行政の責任ある担い手となるよう、教育委員会の在り方を見直し。

4. 国による義務教育保障機能の明確化

《義務教育の根幹（機会均等・水準確保・無償制）については、国が責任を持って担保》

- 国の基準を必要最低限のものに見直し、地方が創意工夫を生かして義務教育を実施。
- 義務教育費国庫負担制度については、義務教育の根幹を支える財源保障としての役割を明確にし、地方の自由度を更に高める観点から改革。

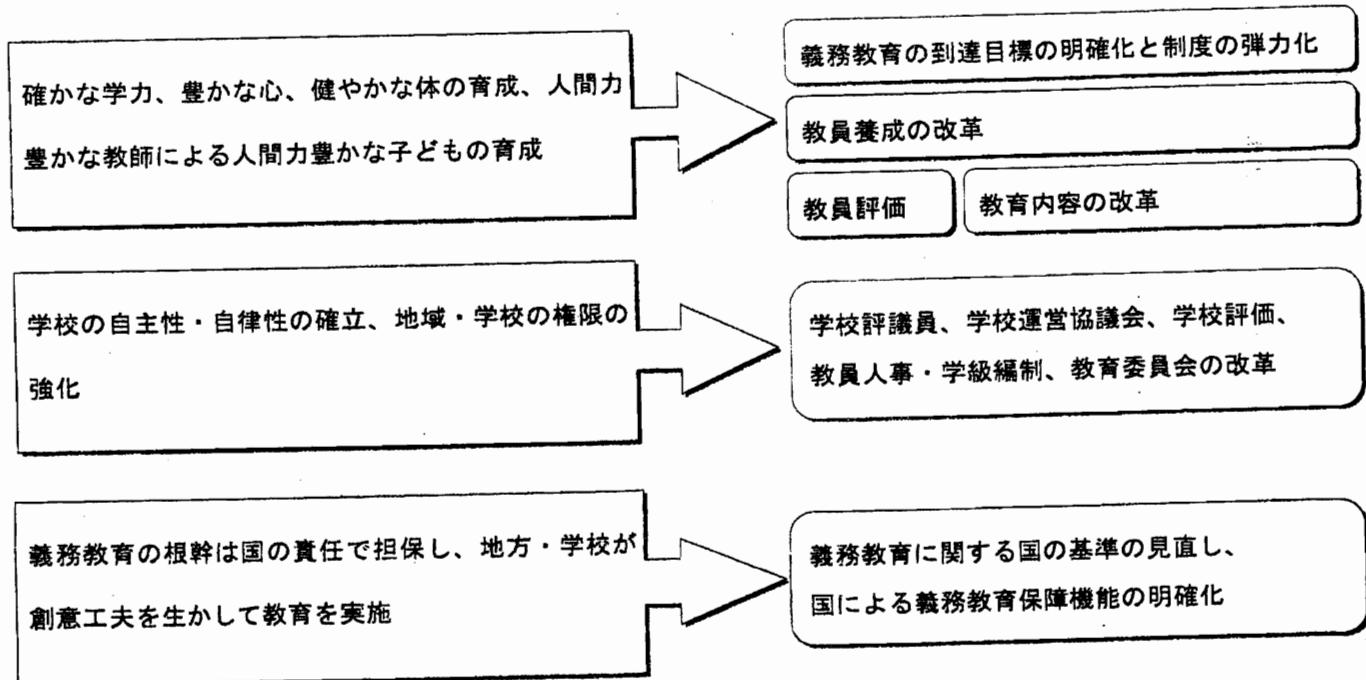
義務教育改革の内容とスケジュール(案)

H16 小学校教育課程研究協議会

開催資料(文科省)

H16.11.25

目指す学校像と改革方策



項目	改 革 の 方 向	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
義務教育の到達目標の明確化と制度の弾力化	<p>【学校教育法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育基本法改正の検討を踏まえ、義務教育の役割を明確にし、学校教育法における小学校及び中学校の目的・目標を見直すことについて検討。 ○ 義務教育の制度の弾力化については、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 義務教育 9 年を一つのかたまりととらえて小中一貫教育を制度化し、その中で多様な区分によるカリキュラム編成を可能にすることなどについて検討。 ・ 子どもの発達状況、保護者の意識の変化に対応し、就学年齢や就学機会の在り方などについて検討。 <p>【学習指導要領】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領において、義務教育修了段階で子どもが到達することが期待される水準（各教科等の到達目標）を明確化することについて検討。 ○ 義務教育制度の弾力化に対応し、教育課程の基準の示し方について検討。 ○ 国語や理数の学力、外国語によるコミュニケーション力の育成、道徳教育・体験活動などを充実することについて検討。 ○ 地域や学校の創意工夫を生かした取組が促進されるよう、更に学習指導要領を見直すことについて検討。 	<p>中央教育審議会で既に審議中</p> <p>審議経過報告</p>	<p>中間報告</p>	<p>答申</p> <p>制度改正</p>
教育内容の改革	<p>○ 少人数・習熟度別指導の推進。道徳教育・体験活動の推進。</p>	<p>中央教育審議会で既に審議中</p> <p>国語、理数、外国語教育、道徳教育等について基本的方向性とりまとめ</p>	<p>更に推進</p>	<p>★ 学校教育法の見直し等の検討を踏まえ、学習指導要領の見直しについて、平成 18 年度末までに検討</p>

項目	改革の方向	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
		中央教育審議会に諮問	中間報告	答申	制度改正
教員養成の改革	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員養成の専門職大学院を設置し、高い専門性と実践的な指導力を有する教員を養成することについて検討。 ○ 教員免許状取得者が、教員として必要な資質能力を身に付けていることを確実に保証するよう、教員免許更新制（教員免許状に一定の有効期限を付し、更新時に、教員としての適格性や専門性を評価した上で、更新の可否を決定する制度）を導入することについて検討。 				

項目	改革の方向	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
		直ちに推進	制度改正	各都道府県等で準備	公務員制度改革に合わせて導入
学校・教育委員会の改革	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校評議員、学校運営協議会の全国的な設置を促進。 ○ 学校評価について、小・中学校等の設置基準における自己評価、外部評価の規定の在り方について検討。 ○ 教員評価について、能力や実績に応じた評価、顕彰とその人事、研修、待遇への反映を図る評価システムについて検討。これにより、優秀な教員の待遇の改善、問題教員を教壇に立たせない取組を推進。 ○ 教員人事・学級編制に関する都道府県の権限を、中核市程度の市に移譲することについて検討。 教員人事・学級編制に当たって、学校・校長の意向がより反映される方策について検討。 学級編制に関する国の基準を見直し、地方の裁量を拡大することについて検討。 ○ 教育委員会について、地域の実情に応じて機能を活性化できるよう、組織や運営の弾力化などについて検討。 	<p>中央教育審議会で既に審議中</p> <p>中間報告</p> <p>答申</p>			
義務教育費国庫負担制度の改革 (国による義務教育保障機能の明確化)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育の根幹を支え、国の責任を果たすため、財源保障としての役割を明確にし、地方の自由度を高める観点から更に改革。 ○ 特別支援教育に係る教職員配置が柔軟にできるよう、小中学校・盲聾学校の国庫負担と養護学校の国庫負担を一本化することについて検討。 		<p>義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成 18 年度末までに所要の検討</p>		

(その他の制度改正事項)

項目	改革の方向	平成16年度	平成17年度	平成18年度
特別支援 教育の改革	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、障害種ごとの盲・聾・養護学校を、障害の重度・重複化等に対応した制度に転換すること、小・中学校を支援する「センター的機能」を付与することについて検討。 ○ 小・中学校における特別支援教育の推進体制を整備するため、通常の学級にいるLD、ADHD等の児童生徒に対する支援の仕組みの整備などについて検討。 			
就学前の 教育・保育を 一体として 捉えた一貫 した総合施 設の制度化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育の観点と次世代育成支援の観点に立ち、親の就労事情等にかかわらず、教育・保育を一体的に実施するための新たなサービス提供の枠組みを制度化することについて検討。 ○ 地域の実情やニーズに適切に対応でき、また、既存の幼稚園・保育所からも転換できる柔軟な制度について検討。 			
市町村費 負担教職員 任用の 制度化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における特色ある教育を推進するため、市町村が給与を負担して小中学校の教職員を任用する構造改革特区事業の全国化について検討。 			

義務教育費国庫負担制度及び関連制度の改革案

国の責任により、義務教育の水準を確保するという国庫負担制度の根幹は堅持しつつも、「地方の権限と責任を大幅に拡大する」観点から、見直すべき点は徹底的に見直し

教員給与制度の 自由度拡大

- ・国立学校教員給与の廃止
- ・教育費給付額は各県が自主的に決定
- ・諸手当の額も各県が決定

国庫負担金の 内訳の自由化

- ・負担金の定額化により、給与の内容についての各県の裁量を拡大

地方分権の推進

各都道府県の裁量拡大

学級編制・教員定数 の弾力化

- ・地域や学校の実情に応じた学級編制の一層の弾力化
- ・加配措置の大括り化

国庫負担金の 対象拡大の見直し

- ・共済費長期給付等を一般財源化

義務教育費国庫負担制度について

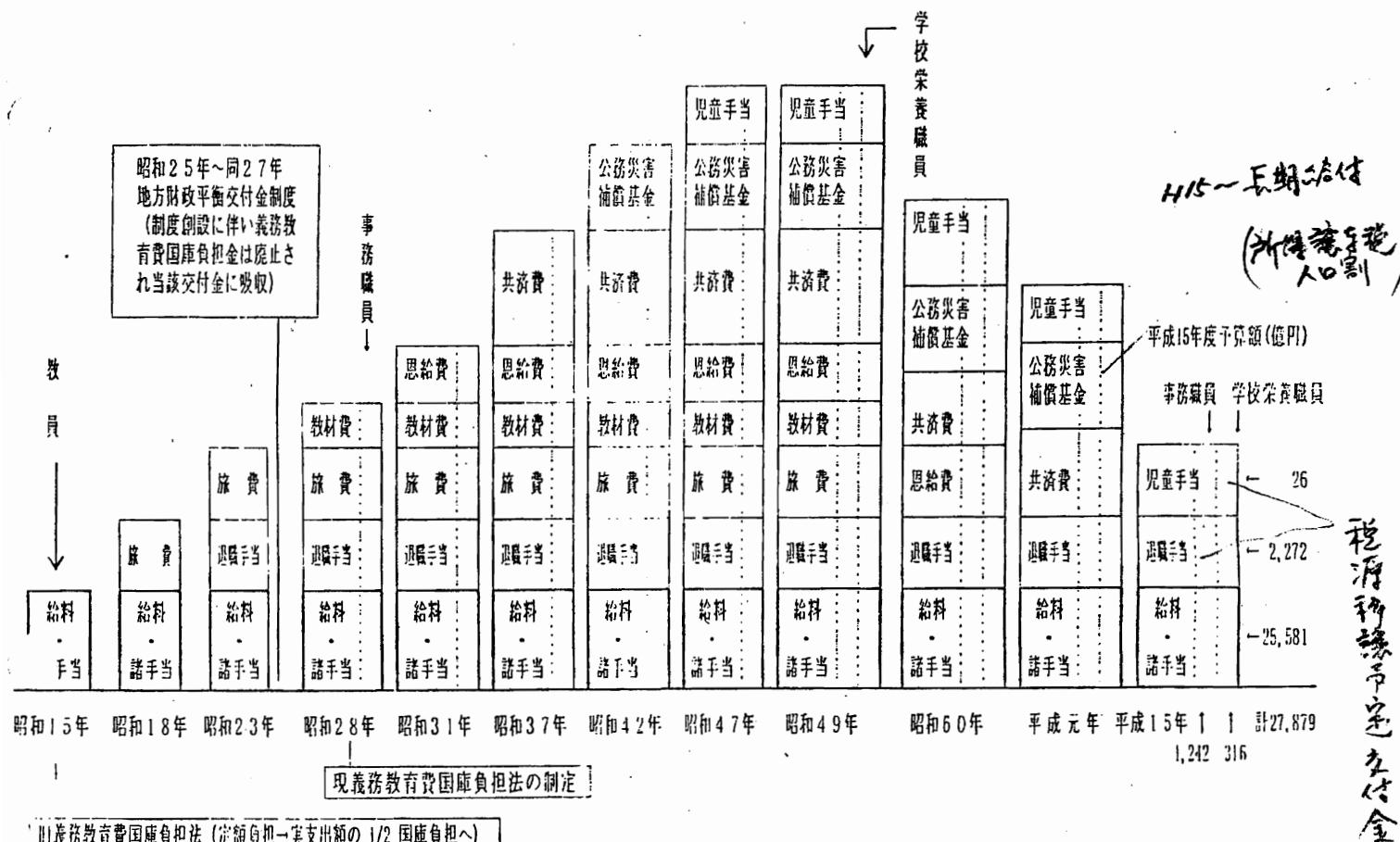
1. 概要

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法に基づき、公立義務教育諸学校の教職員の給与費等について、都道府県が負担した経費の2分の1を国が負担。

これにより、全国すべての学校に必要な教職員を確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られている。

- (1) 国庫負担対象経費 : 約 70 万人 (校長, 教頭, 教諭等, 養護教諭等, 事務職員, 学校栄養職員)
 (2) 国庫負担対象人員 : 2兆 5, 128 億円
 (3) 平成16年度予算(案)

2. 国庫負担の経緯



3. 最近の制度の見直し

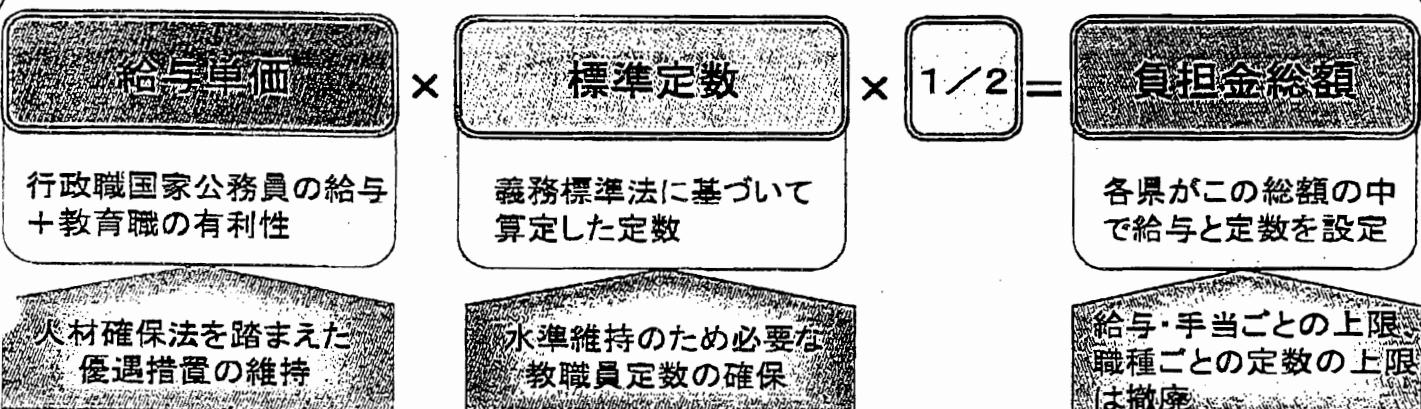
国と地方の役割分担、費用負担の在り方等の観点から、義務教育費国庫負担制度の根幹は堅持しつつ、これまで次のような見直しを実施。

- | | |
|----------|----------------------|
| 昭和 60 年度 | 旅費、教材費の一般財源化 |
| 平成 元 年度 | 恩給費の一般財源化 |
| 平成 5 年度 | 共済費追加費用等の一般財源化 |
| 平成 15 年度 | 共済費長期給付、公務災害補償の一般財源化 |
| 平成 16 年度 | 退職手当、児童手当の一般財源化 |

義務教育費国庫負担制度の改革

— 総額裁量制の導入 —

1. 負担金の算定方法の転換 ~ 義務教育に必要な財源を確実に保障しつつ、地方の自由度を最大限に拡大



※ 前提

- 実支出額の原則1/2国庫負担
- 標準法により必要な教職員数を算定
- 人材確保法等に基づく教職員給与水準

2. 制度改革のポイント

○給与の種類ごとの上限を撤廃

«現行»

給料	
諸手当	期末勤勉手当
	教職調整額
23種	義務教育等教員特別手当
	管理職手当
	特殊勤務手当
	住居手当・通勤手当等

給料・諸手当の費目ごとに国の水準を超える額は国庫負担の対象外

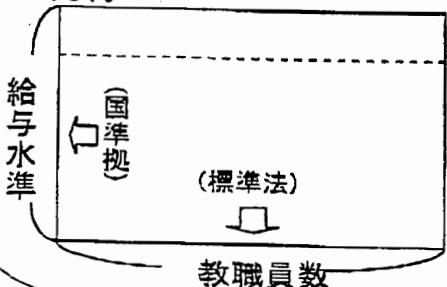
«改革後»

総額裁量制

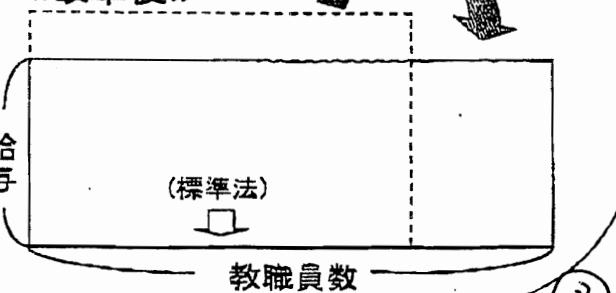
費目ごとの国庫負担限度額がなくなり、総額の中で給与を自主的に決定

○教職員数の上限を撤廃

«現行»



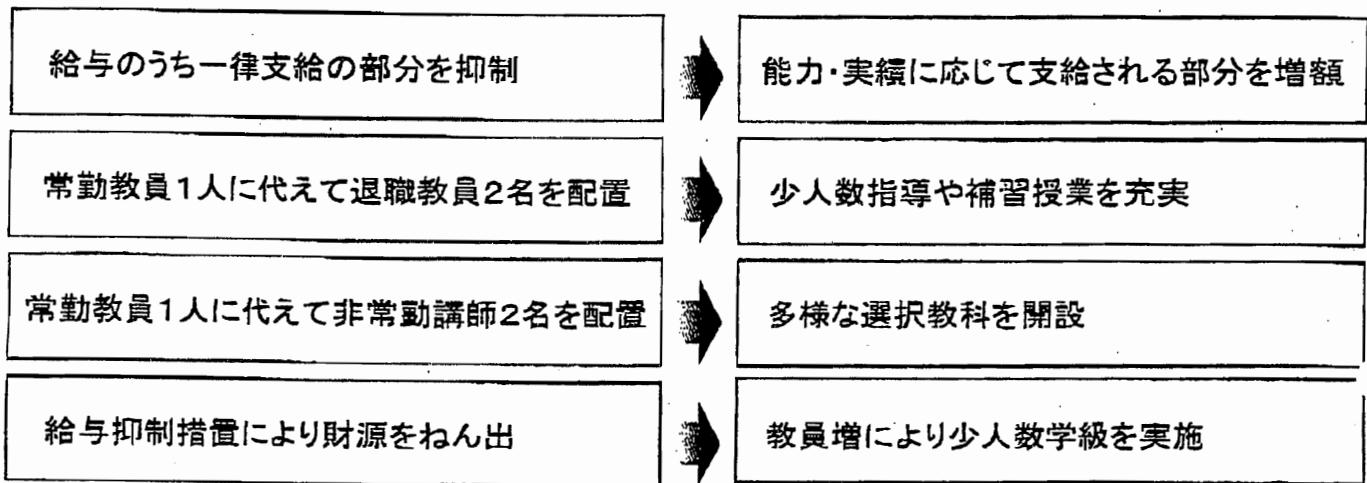
«改革後»



3. 改革の効果 ~ 地方の裁量の大幅な拡大

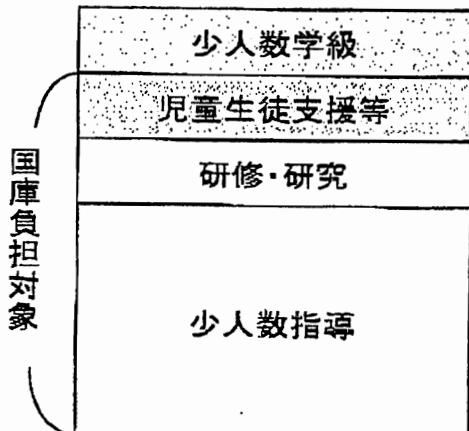
負担金総額の範囲内で次のような工夫が可能

【活用例】



○ 加配定数の弾力化(総額裁量制の導入に伴い、義務標準法の運用を弾力化)

《現行》



《改革後》

